

若者の消費者トラブル

～相談の多い事例を知って、みんなでトラブルを防ぎましょう～

【事例1. オンラインゲームの無断課金】

子どもが、無断で親のクレジットカードを使ってオンラインゲームで課金していた。



- クレジットカード番号や、キャリア決済のパスワード等の管理には十分注意し、定期的に利用明細をwebでチェックしましょう。
- 周りの大人は、オンラインゲームの仕組みを理解し、遊び方やルールについて子どもと決めておくようにしましょう。

【事例2. ネット通販の定期購入】

SNS上の広告を見て、1回のもりでサプリメントを注文したが、定期購入が条件だった。



- 注文する前に、保護者も子どもと一緒に契約内容や解約条件等、サイトの表示をよく読みましょう。
- 業者から届く注文確認メールは、必ず読んで保存しておきましょう。



消費者庁イラスト集より

【事例3. ワンクリック請求】

誤ってアダルトサイトの広告に触れてしまい、高額な登録完了画面が表示され、相手に連絡してしまった。



- 子どもが使用するスマートフォン等の機器には、フィルタリング機能を必ず設定しましょう。
- 勝手に、知らない人にメールや電話をしない等、親子で話し合っておくことが大切です。



若者の相談では、インターネットに関連する相談が多くみられます。

- ・日頃から家族でインターネット利用についてルールを話し合いましょう。
- ・ひとりで解決しようとせず、家族に相談するよう事前に伝えておきましょう。
- ・トラブルになった場合は、直ぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

いやや

又は 消費者ホットライン

188